

令和5年12月

**第212回国会（臨時会）
通過議案要旨集**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、令和5年12月13日現在で取りまとめたものです。

なお、この電子ファイルには、取りまとめ日（12月13日）の後に公布された法律の公布日及び法律番号も記載しました。

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| I 第212回国会（臨時会）議案審議等概況 | 1 |
| II 第212回国会（臨時会）議案審査経過 | |
| ○閣法 | 3 |
| ○衆法 | 5 |
| ○参法 | 15 |
| ○予算 | 16 |
| ○条約 | 16 |
| ○承諾 | 17 |
| ○決算・国有財産等 | 18 |
| ○決議案 | 19 |
| III 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等 | |
| ○内閣委員会 | 21 |
| ○総務委員会 | 24 |
| ○法務委員会 | 27 |
| ○外務委員会 | 30 |
| ○財務金融委員会 | 32 |
| ○文部科学委員会 | 33 |
| ○厚生労働委員会 | 38 |
| ○農林水産委員会 | 41 |
| ○安全保障委員会 | 44 |
| ○予算委員会 | 45 |
| ○議院運営委員会 | 48 |
| ○地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 | 49 |
| IV 決議案 | 51 |
| V 通過議案概要一覧 | 53 |
| 【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧 | 57 |

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

| 会派略称 | 会派名 |
|---------------|--------------|
| 自民 | 自由民主党 |
| 立民（～令和4年8月8日） | 立憲民主党・無所属 |
| 立憲（令和4年8月8日～） | |
| 維新 | 日本維新の会 |
| 公明 | 公明党 |
| 国民 | 国民民主党・無所属クラブ |
| 共産 | 日本共産党 |
| 有志 | 有志の会 |
| れ新 | れいわ新選組 |
| 無 | 無所属 |

I 第212回国会（臨時会）議案審議等概況

1 会 期

令和5年10月20日から12月13日までの55日間

2 議案件数

| | |
|-------|--------------------------------|
| 閣 法 | 14件（成立 14件） |
| 衆 法 | 101件（成立 3件、継続 95件、否決 1件、撤回 2件） |
| 参 法 | 10件（参議院未付託未了 10件） |
| 予 算 | 2件（成立 2件） |
| 条 約 | 1件（承認 1件） |
| 承 諾 | 6件（継続 6件） |
| 決 算 等 | 12件（継続 9件、審査未了 3件） |
| 決 議 案 | 3件（可決 1件、否決 2件） |
| （参考） | |
| 委員会決議 | 1件（農林水産委員会） |

Ⅱ 第 212 回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|--|-------|-------|-------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 211 | 金融商品取引法等の一部を改正する法律案 (第211回国会閣法第56号)(参議院送付) | 財務金融 | 11/17 | 11/17 | 可決 | | 11/20 | 可決 | 11/16 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/29 (79) |
| 211 | 情報通信技術の進展等の環境変化に対応する ための社債、株式等の振替に関する法律等 の一部を改正する法律案(第211回国会閣法 第57号)(参議院送付) | 財務金融 | 11/17 | 11/17 | 可決 | | 11/20 | 可決 | 11/16 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/29 (80) |
| 212 | 一般職の職員の給与に関する法律等の一部 を改正する法律案(内閣提出第1号) | 内 閣 | 11/7 | 11/10 | 可決 | | 11/14 | 可決 | 11/16 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/24 (73) |
| 212 | 特別職の職員の給与に関する法律及び二千 二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に 関する臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第2号) | 内 閣 | 11/7 | 11/10 | 可決 | | 11/14 | 可決 | 11/16 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/24 (74) |
| 212 | 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正 する法律案(内閣提出第3号) | 法 務 | 11/8 | 11/10 | 可決 | | 11/14 | 可決 | 11/16 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/24 (76) |
| 212 | 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正 する法律案(内閣提出第4号) | 法 務 | 11/8 | 11/10 | 可決 | | 11/14 | 可決 | 11/16 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/24 (77) |
| 212 | 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部 を改正する法律案(内閣提出第5号) | 安全保障 | 11/8 | 11/10 | 可決 | | 11/14 | 可決 | 11/16 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/24 (78) |
| 212 | 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一 部を改正する等の法律案(内閣提出第6号) | 総 務 | 11/6 | 11/9 | 可決 | 有 | 11/14 | 可決 | 12/7 | 可決 | 12/11 | 可決 | 12/15 (87) |
| 212 | 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の 一部を改正する法律案(内閣提出第7号) | 厚生労働 | 11/7 | 11/10 | 可決 | 有 | 11/14 | 可決 | 12/5 | 可決 | 12/6 | 可決 | 12/13 (84) |
| 212 | 官報の発行に関する法律案(内閣提出第8 号) | 内 閣 | 11/14 | 11/17 | 可決 | | 11/20 | 可決 | 12/5 | 可決 | 12/6 | 可決 | 12/13 (85) |
| 212 | 官報の発行に関する法律の施行に伴う関係 法律の整備に関する法律案(内閣提出第9 号) | 内 閣 | 11/14 | 11/17 | 可決 | | 11/20 | 可決 | 12/5 | 可決 | 12/6 | 可決 | 12/13 (86) |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|-------|-------|-------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|---------------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 212 | 国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号) | 文部科学 | 11/7 | 11/17 | 可決 | 有 | 11/20 | 可決 | 12/12 | 可決 | 12/13 | 可決 | 12/20 (88) |
| 212 | 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第11号) | 総 務 | 11/22 | 11/24 | 可決 | | 11/24 | 可決 | 11/29 | 可決 | 11/29 | 可決 | 12/6 (83) |
| 212 | 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第12号) | 文部科学 | 11/22 | 11/24 | 可決 | 有 | 11/24 | 可決 | 11/29 | 可決 | 11/29 | 可決 | 12/6 (82) |

[衆 法]

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|---|-------|-------|-----|----------|----------|-----------|----------|-----|----------|-----|---------------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | |
| 207 | 揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案（足立康史君外2名提出、第207回国会衆法第2号） | 財務金融 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 207 | 現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案（末松義規君外6名提出、第207回国会衆法第3号） | 財務金融 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 207 | 自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案（前原誠司君外1名提出、第207回国会衆法第9号） | 安全保障 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 207 | 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号） | 内 閣 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 207 | 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案（篠原豪君外14名提出、第207回国会衆法第11号） | 安全保障 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、第208回国会衆法第3号） | 経済産業 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案（小宮山泰子君外7名提出、第208回国会衆法第6号） | 国土交通 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 日本放送協会改革推進法案（中司宏君外2名提出、第208回国会衆法第17号） | 総 務 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|---|----------------------|-------|-----|----------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 208 | 特定土砂等の管理に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第18号) | 国土交通 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 土砂等の置場の確保に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第19号) | 国土交通 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案(鈴木庸介君外5名提出、第208回国会衆法第22号) | 法 務 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(末松義規君外9名提出、第208回国会衆法第23号) | 財務金融 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案(落合貴之君外9名提出、第208回国会衆法第24号) | 経済産業 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外12名提出、第208回国会衆法第28号) | 地 域・ こども・ デジタル | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外16名提出、第208回国会衆法第30号) | 厚生労働 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第32号) | 財務金融 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外3名提出、第208回国会衆法第34号) | 憲法審査会 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外15名提出、第208回国会衆法第35号) | 経済産業 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|---|-------|-------|-----|----------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 208 | インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（岩谷良平君外4名提出、第208回国会衆法第36号） | 総務 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第39号） | 倫理選挙 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（落合貴之君外6名提出、第208回国会衆法第40号） | 厚生労働 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第44号） | 農林水産 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第45号） | 農林水産 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外8名提出、第208回国会衆法第46号） | 経済産業 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 地方自治法の一部を改正する法律案（中司宏君外4名提出、第208回国会衆法第47号） | 総務 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第48号） | 倫理選挙 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第49号） | 倫理選挙 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 国家賠償法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第208回国会衆法第52号） | 法務 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外10名提出、第208回国会衆法第53号） | 法務 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|----------------------|-------|-----|----------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|---------------|----------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 208 | 性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(大河原まさこ君外10名提出、第208回国会衆法第55号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(山崎誠君外6名提出、第208回国会衆法第56号) | 経済産業 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案(田嶋要君外5名提出、第208回国会衆法第57号) | 経済産業 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 多文化共生社会基本法案(中川正春君外7名提出、第208回国会衆法第58号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案(小川淳也君外7名提出、第208回国会衆法第59号) | 財務金融 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 208 | 特定人権侵害行為への対処に関する法律案(松原仁君外5名提出、第208回国会衆法第60号) | 外 務 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 国会法の一部を改正する法律案(笠浩史君外7名提出、第210回国会衆法第1号) | 議院運営 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 国葬儀法案(青柳仁士君外3名提出、第210回国会衆法第2号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案(青柳仁士君外9名提出、第210回国会衆法第3号) | 地 域・ こども・ デジタル | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外8名提出、第210回国会衆法第6号) | 厚生労働 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|----------------------|-------|-----|----------|----------|-----|-----------|-----|----------|-----|---------------|----------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 210 | 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第7号） | 安全保障 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第8号） | 安全保障 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（道下大樹君外10名提出、第210回国会衆法第11号） | 厚生労働 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（渡辺周君外11名提出、第210回国会衆法第13号） | 議院運営 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外2名提出、第210回国会衆法第14号） | 内 閣 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 210 | 子育て・若者緊急支援法案（青柳仁士君外8名提出、第210回国会衆法第18号） | 地 域・ こども・ デジタル | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 日本銀行法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外3名提出、第211回国会衆法第1号） | 財務金融 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 児童手当法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外10名提出、第211回国会衆法第2号） | 地 域・ こども・ デジタル | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ君外5名提出、第211回国会衆法第3号） | 法務 | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 副首都機能の整備の推進に関する法律案（中司宏君外2名提出、第211回国会衆法第4号） | 地 域・ こども・ デジタル | 10/20 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|---|----------------------|-------|-----|----------|----------|-------|----------|-----------|----------|-------|----------|---------------|--|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | | |
| 211 | 低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案（中谷一馬君外11名提出、第211回国会衆法第5号） | 地 域・ こども・ デジタル | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案（浦野靖人君外9名提出、第211回国会衆法第7号） | 地 域・ こども・ デジタル | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外10名提出、第211回国会衆法第8号） | 厚生労働 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案（小野泰輔君外2名提出、第211回国会衆法第9号） | 経済産業 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案（小野泰輔君外2名提出、第211回国会衆法第10号） | 経済産業 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 学校給食法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外9名提出、第211回国会衆法第11号） | 文部科学 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外11名提出、第211回国会衆法第15号） | 地 域・ こども・ デジタル | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 公立学校働き方改革の推進に関する法律案（城井崇君外10名提出、第211回国会衆法第22号） | 文部科学 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | インターネット投票の導入の推進に関する法律案（落合貴之君外14名提出、第211回国会衆法第23号） | 倫理選挙 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（守島正君外3名提出、第211回国会衆法第27号） | 議院運営 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 国家公務員法の一部を改正する法律案（守島正君外14名提出、第211回国会衆法第28号） | 内 閣 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|---|-------|-------|-----|----------|----------|-------|----------|-----------|----------|-------|----------|---------------|--|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | | |
| 211 | 消費税の逆進性を緩和するための給付付き 税額控除の導入等に関する法律案(階猛君外 8名提出、第211回国会衆法第29号) | 財務金融 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施 策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 案(櫻井周君外5名提出、第211回国会衆法 第30号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 公文書等の管理に関する法律の一部を改正 する法律案(源馬謙太郎君外15名提出、第211 回国会衆法第31号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 公文書等の管理の適正化の推進に関する法 律案(源馬謙太郎君外15名提出、第211回国 会衆法第32号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に 係る対策の推進に関する法律案(小川淳也君 外9名提出、第211回国会衆法第33号) | 厚生労働 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 による健康被害の救済等に係る措置に関す る法律案(早稲田ゆき君外9名提出、第211 回国会衆法第34号) | 厚生労働 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 宗教法人法の一部を改正する法律案(堀場幸 子君外3名提出、第211回国会衆法第35号) | 文部科学 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法 律の一部を改正する法律案(堀場幸子君外3 名提出、第211回国会衆法第36号) | 法 務 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 公益法人等に対する寄附を促進するための 税制上の措置等に関する法律案(住吉寛紀君 外3名提出、第211回国会衆法第37号) | 財務金融 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 財政法の一部を改正する法律案(階猛君外6 名提出、第211回国会衆法第38号) | 財務金融 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|---|----------------------|-------|-----|----------|----------|-------|----------|-----------|----------|-------|----------|---------------|--|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | | |
| 211 | 我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(階猛君外6名提出、第211回国会衆法第39号) | 議院運営 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 国会法の一部を改正する法律案(階猛君外6名提出、第211回国会衆法第40号) | 議院運営 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案(吉田統彦君外11名提出、第211回国会衆法第41号) | 地 域・ こども・ デジタル | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第42号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第43号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 公務員庁設置法案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第44号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第45号) | 総 務 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第46号) | 総 務 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(青柳仁士君外3名提出、第211回国会衆法第47号) | 内 閣 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 国会法の一部を改正する法律案(古川元久君外5名提出、第211回国会衆法第48号) | 議院運営 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案(古川元久君外4名提出、第211回国会衆法第49号) | 議院運営 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 211 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(中司宏君外3名提出、第211回国会衆法第50号) | 議院運営 | 10/20 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|---------------------|-------|-------|----------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|---------------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 212 | 宗教法人法の一部を改正する法律案(金村龍那君外1名提出、衆法第1号) | | | 11/21 | 撤回 | | | | | | | | |
| 212 | 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(中司宏君外1名提出、衆法第2号) | 議院運営 | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | 地方自治法の一部を改正する法律案(中司宏君外1名提出、衆法第3号) | 総務 | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | 解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案(西村智奈美君外10名提出、衆法第4号) | | | 11/21 | 撤回 | | | | | | | | |
| 212 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(早稲田ゆき君外10名提出、衆法第5号) | 地域・ こども・ デジタル | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | 政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外3名提出、衆法第6号) | 倫理選挙 | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(菊田真紀子君外11名提出、衆法第7号) | 地域・ こども・ デジタル | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | 選挙等改革の推進に関する法律案(守島正君外2名提出、衆法第8号) | 倫理選挙 | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第9号) | 審査省略 | | | | | 11/14 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/17 | 可決 | 11/24 (75) |
| 212 | 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案(柴山昌彦君外5名提出、衆法第10号) | 法務 | 11/22 | 12/5 | 修正 | | 12/5 | 修正 | 12/12 | 可決 | 12/13 | 可決 | 12/20 (89) |
| 212 | 解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案(西村智奈美君外7名提出、衆法第11号) | 法務 | 11/22 | 12/5 | 否決 | | 12/5 | 否決 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|---|-------|-------|-----|----------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 212 | 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第12号） | 審査省略 | | | | | 11/24 | 可決 | 11/29 | 可決 | 11/29 | 可決 | 11/29 (81) |
| 212 | 特定遊興飲食高額債務問題対策の推進に関する法律案（吉田はるみ君外14名提出、衆法第13号） | 内 閣 | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | インターネット誹謗中傷による被害の救済に資するための弁護士等の報酬の補助に関する法律案（岩谷良平君外1名提出、衆法第14号） | 総 務 | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（岩谷良平君外1名提出、衆法第15号） | 総 務 | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | 放送法の一部を改正する法律案（岩谷良平君外1名提出、衆法第16号） | 総 務 | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | 国会法の一部を改正する法律案（遠藤敬君外5名提出、衆法第17号） | 議院運営 | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 212 | 執行職職員給与制度改革推進法案（青柳仁士君外1名提出、衆法第18号） | 内 閣 | 12/12 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

[参 法]

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|-------|-----|-----|----------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|---------------|----------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 212 | 揮発油税等の税率の特例の廃止及び脱炭素社会の実現等に資する税制の構築等のために講ずべき措置に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第1号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 212 | こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃等に係る施策の推進に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第2号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 212 | 財政法の一部を改正する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第3号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 212 | 名目賃金の水準の上昇を上回る国民の所得税の負担の増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(大塚耕平君外2名提出、参法第4号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 212 | 持続的な賃金水準の上昇を伴う経済成長の実現に資するための当分の間の措置として消費税の税率を引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案(大塚耕平君外1名提出、参法第5号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 212 | 電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の利用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案(浜口誠君外2名提出、参法第6号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 212 | 一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(浜口誠君外1名提出、参法第7号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 212 | 若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案(大塚耕平君外1名提出、参法第8号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|-------|-----|-----|----------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|---------------|----------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 212 | 政治資金規正法の一部を改正する法律案(井上哲士君提出、参法第9号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 212 | 水産業を守り支えるために水産業者に対する支援に関し緊急に講ずべき措置に関する法律案(大塚耕平君外1名提出、参法第10号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |

〔 予 算 〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | |
|----------|---------------------|-------|-------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 |
| 212 | 令和5年度一般会計補正予算(第1号) | 予算 | 11/20 | 11/24 | 可決 | 11/24 | 可決 | 11/29 | 可決 | 11/29 | 可決 |
| 212 | 令和5年度特別会計補正予算(特第1号) | 予算 | 11/20 | 11/24 | 可決 | 11/24 | 可決 | 11/29 | 可決 | 11/29 | 可決 |

〔 条 約 〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | |
|----------|--|-------|-------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 |
| 212 | 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第1号) | 外務 | 11/10 | 11/17 | 承認 | 11/20 | 承認 | 12/5 | 承認 | 12/6 | 承認 |

[承諾]

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | |
|----------|---|--------|-------|-----|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|----------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 |
| 211 | 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油 価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管 使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第211回国会、 内閣提出） | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 211 | 令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管 使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第211回国会、 内閣提出） | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 211 | 令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管 使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第211回国会、 内閣提出） | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 211 | 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油 価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管 使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第211回国会、 内閣提出） | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 211 | 令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管 使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第211回国会、 内閣提出） | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 211 | 令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による 経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を 求めるの件）（第211回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中 審査 | | | | |

[決算・国有財産等]

< 決 算 >

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 |
|----------|---------------------|--------|-------|-----|------|-------|-------|-------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | |
| 207 | 令和2年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中審査 | / |
| | 令和2年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | |
| | 令和2年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | |
| | 令和2年度政府関係機関決算書 | | | | | | | |
| 210 | 令和3年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中審査 | |
| | 令和3年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | |
| | 令和3年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | |
| | 令和3年度政府関係機関決算書 | | | | | | | |
| 212 | 令和4年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 12/6 | | | | 閉会中審査 | |
| | 令和4年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | |
| | 令和4年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | |
| | 令和4年度政府関係機関決算書 | | | | | | | |

< 国有財産 >

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 |
|----------|----------------------|--------|-------|-----|------|-------|-------|-------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | |
| 207 | 令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中審査 | / |
| 207 | 令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中審査 | |
| 210 | 令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中審査 | |
| 210 | 令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 10/20 | | | | 閉会中審査 | |
| 212 | 令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 12/6 | | | | 閉会中審査 | |
| 212 | 令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 12/6 | | | | 閉会中審査 | |

<NHK決算>

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 |
|----------|--|-------|-------|-----|------|-------|------|-------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | |
| 207 | 日本放送協会令和2年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 総務 | 10/20 | | 審査未了 | | | / |
| 210 | 日本放送協会令和3年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 総務 | 10/20 | | 審査未了 | | | |
| 212 | 日本放送協会令和4年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 総務 | 12/12 | | 審査未了 | | | |

〔決議案〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | |
|----------|--|-------|-----|-----|------|-------|------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 |
| 212 | 北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案（山口俊一君外12名提出、決議第1号） | 審査省略 | | | | 11/24 | 可決 |
| 212 | 内閣官房長官松野博一君不信任決議案（安住淳君外18名提出、決議第2号） | 審査省略 | | | | 12/12 | 否決 |
| 212 | 岸田内閣不信任決議案（安住淳君外10名提出、決議第3号） | 審査省略 | | | | 12/13 | 否決 |

(参 考)

<委員会決議>

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | |
|----------|------------------|---------|-------|
| | | 委 員 会 | 議 決 日 |
| 1 | 令和6年度畜産物価格等に関する件 | 農 林 水 産 | 12/5 |

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定並びに在宅勤務等手当の新設を行うとともに、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲の拡大を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 全ての俸給表の俸給月額を、初任給を始め若年層に重点を置きながら引き上げること。
- 二 期末手当及び勤勉手当の支給割合を年間0.05月分ずつ引き上げること。
- 三 在宅勤務等手当を新設し、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、月額3,000円を支給すること。
- 四 職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を拡大すること。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三は令和6年4月1日から、四は令和7年4月1日から施行し、一は令和5年4月1日から適用すること。

○特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこと。
- 二 内閣総理大臣等の特別職の職員（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間0.1月分引き上げること。

三 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一は令和5年4月1日から適用すること。

○官報の発行に関する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 官報の発行主体について、内閣総理大臣が官報の発行を行うことを定めること。
- 二 官報の掲載事項について、法令の公布等は官報をもって行うことを定めるとともに、その他官報に掲載しなければならない事項等について定めること。
- 三 官報の発行の方法等
 - 1 官報の発行は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が官報掲載事項について閲覧し得る状態に置く措置をとることにより行うこと。
 - 2 1の措置は、必要かつ適当な期間、継続して行うこととするほか、官報掲載事項のうち法令等については、当該期間の経過後においても引き続いて、公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとること。
 - 3 自動公衆送信により送信される情報については、サイバーセキュリティに関する措置として、当該情報が内閣総理大臣の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置等をとること。
- 四 インターネットを利用することができない者への配慮の措置として、電子計算機の映像面で官報掲載事項を閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、求めに応じ、官報掲載事項を記載した書面を交付する措置をとること等を定めること。
- 五 災害等の事情が生じた場合において、書面の官報を掲示することにより官報の発行を行うことを定めること。
- 六 官報の発行をした後の公文書館への移管、官報掲載事項を記載した書面の交付等に係る業務の委託、内閣総理大臣以外の者が官報掲載事項を記録したデータベースを構成する場合における内閣総理大臣の承認等、必要な事項について定めること。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、官報の発行に関する法律の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局法について独立行政法人国立印刷局の目的及び業務の範囲の見直しを行う等関係法律の規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人国立印刷局法について、目的及び業務の範囲の変更等関係規定の整備を行うこと。
- 二 鉄道抵当法その他の関係法律について、官報が紙の印刷物であることを前提とした規定の改正を行うこと。
- 三 内閣府設置法及び復興庁設置法について、関係規定の整備を行うこと。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、官報の発行に関する法律の施行の日から施行すること。

【総務委員会】

○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、デジタル社会の形成に向けて、我が国のデジタル化の基盤となる情報通信ネットワークのサイバーセキュリティを確保するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）がサイバーセキュリティ対策を十分に講じていない電気通信設備の管理者等に対して助言等を行うための規定を整備するとともに、サイバー攻撃手法の変化に応じた特定アクセス行為等の機動的な実施を可能とするための規定を整備し、あわせて、機構の業務範囲の見直しの一環として、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構の業務の範囲に、その研究等の成果の普及として、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備の管理者等に対して助言等を行う業務を追加すること。また、総務大臣が機構の当該業務に関する中長期目標の策定・変更等をしようとする際に、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこと。
- 二 機構が令和5年度末までに限り行うこととされているID・パスワードにぜい弱性がある電気通信設備の調査を行う特定アクセス行為の実施等に係る業務について、令和6年度以降も、サイバー攻撃手法の変化に応じて機動的に実施できるようにするため、当該業務を、総務大臣があらかじめ認可した実施計画に定められた期間等において実施できる等の規定を整備すること。
- 三 デジタル社会の形成に向けた機構の業務範囲の見直しの一環として、機構の業務の特則等を定めた特定通信・放送開発事業実施円滑化法を廃止し、同法に規定する機構の業務を実施するための機構の信用基金及び債務保証勘定を清算・廃止すること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 政府は、インターネットに接続する機器の更なる普及等により、サイバー攻撃の脅威が一層高まることが予想される中、機構がサイバーセキュリティ対策に果たす役割の重要性に鑑み、機構の人員・予算等の充実及び技術・知見の更なる活用を図るとともに、我が国のサイバーセキュリティ人材の育成

に努めること。

二 政府及び機構は、公的機関、民間事業者及び国民に対し、機構によるぜい弱性のある機器の調査・注意喚起等の取組に関して十分に周知を行い、サイバーセキュリティ対策の重要性と当該取組についての正しい理解を促進すること、幅広く関係者と連携を行うことなどにより、メーカーの開発・製造の段階における適切なセキュリティ対策の実施等、インターネットに接続する機器の安全性の確保をはじめとする我が国のサイバーセキュリティ対策の一層の充実・強化を図ること。

三 機構は、特定アクセス行為や新たに機構法に位置付けられる業務の実施に当たっては、これらの実施により取得した情報の管理を徹底すること。また、政府は、「特定アクセス行為等実施計画」を認可する際には、当該計画において、特定アクセス行為により取得した情報の取扱が適切なものであるか厳格に審査すること。なお、政府は、機構がサイバーセキュリティ対策に果たす役割の重要性に鑑み、機構の役職員等に課されている秘密保持義務が引き続き遵守されるよう適切に監督を行うこと。

四 機構は、機構に設置された基金が国民負担によって造成されていること及びこれまでに造成された他の様々な基金が必ずしも有効かつ適切に活用されていないとの指摘があることを踏まえ、機構の基金の適切な管理及び有効活用による成果の最大化に一層努めること。

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、令和5年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 経済対策の事業等の円滑な実施に必要な財源を措置するため、令和5年度に限り、「臨時経済対策費」を設けること。
- 2 臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和5年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設けること。
- 3 臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額について、令和6年度にあっては、臨時財政対策債償還基金費の額の100分の50に相当する額を、

令和7年度にあつては、当該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設けること。

- 4 令和5年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和5年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすること。

二 地方交付税の総額の特例

- 1 令和5年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還予定額1兆3,000億円のうち、3,000億円の償還を繰り延べること。
- 2 令和5年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金1,000億円について、その活用を取りやめること。
- 3 令和5年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正すること。
- 4 令和5年度分の地方交付税の額の一部を、同年度内に交付しないで、令和6年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

【法務委員会】

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

要旨

本案は、一般の政府職員について、令和5年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き上げることに伴い、裁判官の報酬月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用することとしている。

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）

要旨

本案は、一般の政府職員について、令和5年の民間の賃金水準に合わせて俸給月額を引き上げることに伴い、検察官の俸給月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用することとしている。

○特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案（柴山昌彦君外5名提出、衆法第10号）要旨

本案は、現下の宗教法人をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 日本司法支援センターの業務の特例

特定不法行為等に係る被害者について、その資力の状況にかかわらず、民事事件手続の準備及び追行のために必要な費用の立替え等を行うとともに、当該費用の償還及び支払は一定期間猶予するものとしなければならないこと、かつ、必要かつ相当な範囲で免除できるものとしなければならないこととする。

二 宗教法人による財産の処分及び管理の特例

1 指定宗教法人の不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例

(一) 所轄庁は、被害者が相当多数存在すると見込まれ、財産の処分及び管理の状況を把握する必要があると認める対象宗教法人を、指定宗教法人

として指定することができることとする。

(二) 指定宗教法人は、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、少なくとも一月前に所轄庁に通知し、所轄庁は、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならないこととする。

(三) (二)に違反してした不動産の処分又は担保としての提供については、無効とすること。

2 特別指定宗教法人の財産目録等の作成及び提出並びにその閲覧の特例

(一) 所轄庁は、指定宗教法人のうち、財産の隠匿又は無償の供与等により被害者の権利を害するおそれがあると認めるものを、特別指定宗教法人として指定することができることとする。

(二) 特別指定宗教法人は、毎会計年度の各四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表を作成し、その写しを所轄庁に提出しなければならないこととする。

(三) 特定不法行為等に係る被害者は、(二)により提出された書類の写しの閲覧を求めることができることとする。

三 施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して10日を経過した日から施行すること。

2 この法律は、この法律の施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失うこと。

3 政府は、施行後3年を目途として、この法律の延長を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

(修正要旨)

一 日本司法支援センターの業務の特例の修正

日本司法支援センターが特定被害者法律援助事業を行う場合には、業務方法書に民事保全手続に附帯する担保の提供に係る業務の実施に係る費用の償還に関する事項を記載しなければならないものとするとともに、特定被害者法律援助事業の実施に係る費用の償還及び支払については、一定の場合に該当するときを除き、免除できるものとしなければならないものと明記すること。

二 宗教法人による財産の処分及び管理の特例の修正

1 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例

(一) 指定宗教法人は、毎会計年度の各四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表を作成し、その写しを所轄庁に提出しなければならないこととする。

(二) (一)は、指定宗教法人の指定があった日の属する四半期から適用すること。

2 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例

(一) 所轄庁は、指定宗教法人の要件に該当する対象宗教法人であって、財産の隠匿又は散逸のおそれがあると認めるものを、特別指定宗教法人として指定することができることとする。

(二) 特定不法行為等に係る被害者は、1(一)により提出された書類及び特別指定宗教法人の指定前に提出された財産目録等（特別指定宗教法人の指定があった日の属する会計年度の前会計年度に係るものに限る。）について、その写しの閲覧を求めることができることとする。

三 検討条項の修正

政府は、この法律の施行後3年を目途として、財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加えることとする。

【外務委員会】

○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

平成30年12月に我が国について効力を生じた環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）は、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための法的枠組みについて定めている。CPTPPには、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）の規定が、必要な変更を加えた上で、組み込まれている。この議定書は、CPTPPへのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）の加入のための条件として、CPTPPが規定する各分野のルールの英国による遵守並びに締約国及び英国が互いに付与する市場アクセスに関する約束等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 英国は、この議定書が効力を生ずる時に、CPTPPに加入し、CPTPPの締約国となること。
- 二 この議定書（附属書及び注を含む。）は、CPTPPの不可分の一部を成すこと。
- 三 内国民待遇及び物品の市場アクセスに関連し、締約国による英国に対する関税の引下げについては、この議定書の附属書（英国に対する締約国別の関税に係る約束）に別段の定めがある場合を除き、2018年を1年目としてCPTPPに組み込まれたTPPの各国の関税率表に従って実施することとし、他方、英国による締約国に対する関税の引下げについては、2023年を1年目として、この議定書の附属書（英国の関税率表）の定めるところに従って実施すること。
- 四 ビジネス関係者の一時的な入国に関連し、締約国は、この議定書の附属書（英国のビジネス関係者の一時的な入国に関する締約国別の補足的な約束）において英国に対する補足的な約束を記載することができること。
- 五 政府調達に関連し、締約国は、この議定書の附属書（政府調達に関する英国についての締約国別の追加の情報）において、CPTPPに組み込まれたTPPの附属書の自国の表の規定に関連する英国についての追加の情報を特

定することができること。

【財務金融委員会】

○金融商品取引法等の一部を改正する法律案（第211回国会閣法第56号）（参議院送付）要旨

本案は、我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対し、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定を整備すること。
- 二 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を策定するとともに、国民の金融リテラシー向上等に向けた金融経済教育推進機構を創設すること。
- 三 金融商品取引業者等による契約締結前等における顧客等への情報提供について、デジタル技術の活用や、顧客の知識・経験等に応じた説明義務に関する規定を整備すること。
- 四 企業開示制度について、法令上の四半期報告書制度を廃止すること。
- 五 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（第211回国会閣法第57号）（参議院送付）要旨

本案は、近年の情報通信技術の進展及び投資者の多様化をはじめとする資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、資本市場の効率化及び活性化を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特別法人出資証券をデジタル化するための振替制度の整備を行うこと。
- 二 スタートアップ企業等の上場日程の期間短縮を図るため、振替制度における手続期間の見直しを行うこと。
- 三 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【文部科学委員会】

○国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講ずるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学の統合について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特定国立大学法人についての運営方針会議の設置及び特例の創設等

- 1 理事の員数が7人以上である国立大学法人のうち、収入及び支出の額並びに収容定員の総数及び教職員の数を考慮して、事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するものを「特定国立大学法人」ということとし、特定国立大学法人には、運営方針会議を置くこととすること。
- 2 運営方針会議は、3人以上の運営方針委員及び学長で組織すること。
- 3 特定国立大学法人においては、中期目標についての意見、中期計画の作成又は変更並びに財務諸表、予算、事業報告書及び決算報告書の作成に関する事項（以下「運営方針事項」という。）の決定は、運営方針会議の決議によるものとする。
- 4 運営方針会議は、特定国立大学法人の運営が3により決議した運営方針事項の内容に基づいて適切に行われていないと認めるときは、学長に対し、当該特定国立大学法人の運営を改善するために必要な措置を講ずることを求めることができることとすること。

二 国立大学法人等の資金調達方法の対象拡大及び資産管理方法の弾力化

- 1 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又は債券を発行することができることとすること。
- 2 国立大学法人等は、当該国立大学法人等の所有に属する土地等の貸付けに関する計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けることができることとするとともに、その認可を受けた国立大学法人等は、当該計画に定めるところに従って土地等の貸付けを行う場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこととし、この場合においては、現行

制度上個別の貸付けごとに必要となる文部科学大臣の認可を受けることを要しないこととする。

三 国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合し、国立大学法人東京科学大学とすること。

四 この法律は、一部を除き、令和6年10月1日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 特定国立大学法人の指定については、恣意的な運用を防ぐため、理事の員数以外に、指標となる客観的・具体的基準を設定した上で、公正性・透明性を確保するため、その指定に至る過程を公開すること。
- 二 新設される運営方針会議について、学長選考・監察会議や経営協議会などの既存の組織との役割の違いを明確にし、現場に混乱を生じさせることなく、国立大学の競争力強化に資するガバナンス体制となるよう、制度の周知徹底を図ること。
- 三 運営方針会議の審議事項が、大学における教育・研究の内容や方法などのマイクロマネジメントにわたることがないように運用すること。また、教育・研究分野の改廃など組織の再編に関わる審議に当たっては、現場の教職員や学生等の意見を十分に反映させるよう努めること。
- 四 運営方針会議が国立大学法人の運営に関する重要事項を決定する権限を有する組織であることを踏まえ、運営方針委員の選任において、ジェンダーバランスを始めとする委員の構成の多様性に留意し、その選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方について検討を行うこと。また、政府職員の新たな天下り先とならないよう留意すること。
- 五 運営方針委員の任命に係る文部科学大臣の承認に当たっては、これまでと同様大学の自治を尊重するための制度的担保の重要性に鑑み、当該国立大学法人からの申出に基づいた者について承認することとし、例えば、過去に政府の意に沿わない言動があった者等について、言論活動や思想信条を理由に恣意的に承認を拒否することのないよう、大学の自主性・自律性に十分に留意すること。万一、承認を拒否する場合には、その理由について丁寧に説明を行うよう努めること。
- 六 運営方針委員及び学長が忠実義務や損害賠償責任を負っていることの趣旨を周知すること。

- 七 長期借入金等の対象拡大及び土地等の貸付けの規制緩和については、大学の規模、立地、信用力の違いによって、国立大学法人間での資金面における格差が必要以上に広がることのないよう十分に留意すること。また、土地の貸付けについては、不適切な利用による土地の占有が長期化しないこと、大学における輸出管理体制を整備していることを文部科学大臣の認可の際に確認すること。
- 八 国立大学法人に特定、準特定、その他の大学等、新たな区分が創設されることによって、国立大学法人間の分断を生じさせないこと。
- 九 国立大学法人全体の自主性・自律性の更なる向上及び競争力強化を図る観点から、国立大学法人の運営に必要な財源の確保については、本法で措置されることとなる資金調達方法の拡大等のための規制緩和にとどまることなく、更なる収益力の強化に積極的に取り組むこと。また、大学等の教育機関への寄附を促進するため、寄附文化の醸成を図るとともに、税制の見直し等の環境整備を行うこと。
- 十 高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、大学ファンドによる国際卓越研究大学に対する助成のみならず、基礎研究をおろそかにすることのないよう、これまで措置されてきた国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費が確実に措置されるとともに、競争的研究費を含む大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。
- 十一 国際卓越研究大学の目的である世界最高水準の研究大学の実現を図るため、明確な数値目標を設定するなど、我が国の大学における国際競争力強化及びイノベーション創出に向けたビジョンの明確化、可視化を図ること。
- 十二 我が国の研究力の強化を図る観点から、研究人材の育成を図る取組を促進すること。特に、研究人材の門戸を広げるため、高等学校段階において文系・理系の選択が迫られる現状を改善し、文理融合に向けた総合的な教育課程の編成の支援に努めること。
- 十三 地方創生の観点から大学の地域間格差を考慮することを前提に、世界的・地域的な課題解決や最先端研究、イノベーションが起こる多様な大学を支援し、高等教育全体の規模の適正化を図ること。

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発を推進するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）について、当該研究開発に対する助成を行う業務を追加するとともに、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構の目的に、「宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発に対する助成を行うこと」を追加すること。
- 二 機構の業務に、「宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行う民間事業者であってその成果を活用して宇宙空間を利用した事業を行おうとするもの又は当該民間事業者と共同して当該研究開発を行う大学その他の研究機関のうち公募により選定した者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付すること」を追加すること。
- 三 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができるものとする。
- 四 機構に、「基礎研究及び基盤的研究開発のうち、宇宙空間を利用した民間の事業にもその成果の活用が見込まれるものを公募により選定した者に委託して行うための業務」及び「宇宙科学技術に関する先端的な研究開発を行う民間事業者等のうち公募により選定した者に対し、当該研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務」に要する費用に充てるため、基金を設けること。
- 五 機構は、基金に係る業務の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする。
- 六 機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6月以内に主務大臣に提出しなければならないこととする。同時に、主務大臣は当該報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとする。
- 七 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 国際的な宇宙開発競争環境が厳しくなる中、我が国における宇宙分野の研究開発能力・技術力の強化を図るため、当該研究開発に対する更なる支援策を講ずるとともに、研究開発の基礎となる優れた人材の育成・確保のために必要な施策を講ずること。
- 二 今後新たに創設される基金については、多額の国費を中心とした複数年度にわたる支援であることを踏まえ、その助成対象となる民間事業者等の選定に当たっては、公正かつ厳正な審査体制を整備するとともに、審査に当たる組織、審査基準等を公表するなど、透明性の確保に努めること。
- 三 補正予算において基金の造成・積み増しを行う際には、緊要性の要件を満たした上で、目標や終了時期、管理費など基金運営の詳細を明示することとし、残高が過剰となった場合には余剰分について国庫に返納すること。
- 四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、創設される基金が国民負担によって造成されていることを踏まえ、基金におけるランニングコストの削減に努め、当該基金の適切な管理及び有効活用による成果の最大化を図ること。
- 五 機構に基金による助成業務を新たに追加するに当たっては、これまでの業務に支障をきたすことなく新たな業務が円滑に運用されるよう、その人員・予算等について十分な支援策を講ずること。

【厚生労働委員会】

○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、医療及び産業の分野における大麻の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 大麻取締法において、大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻薬及び向精神薬取締法における麻薬として位置付けることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とすること。
- 二 大麻等の不正な施用について、他の規制薬物と同様に、麻薬として禁止規定及び罰則を適用するとともに、大麻草由来製品に微量に残留する有害成分の残留限度値を設けること等により、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止すること。
- 三 大麻草由来製品の原材料を採取する目的で大麻草を栽培する者は都道府県知事の免許を、医薬品の原料を採取する目的又は研究を行う目的で大麻草を栽培する者は厚生労働大臣の免許を、それぞれ受けなければならないこととする。
- 四 大麻草由来製品の原材料を採取する目的で大麻草を栽培する場合には、有害成分が基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととする。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 各国において難治性てんかん治療薬として承認されている大麻から製造された医薬品について、我が国において薬事承認を受けた場合に備えて、その製造や施用が適切に行われるよう、免許制度等の流通管理の具体的仕組みを適切に運用すること。
- 二 今般の大麻から製造された難治性てんかん治療薬の処方については、今後の承認審査において、研修の受講等の一定の資格を満たす医師が行う等の要件の必要性について検討すること。また、小児のてんかん患者に関して、発作時の介助、急な発作に備えた生活環境整備等についての患者本人や家族へ

の支援を検討すること。

- 三 第一種大麻草採取栽培者が大麻草の栽培に用いる種子等のテトラヒドロカンナビノールの含有量の基準や濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として定めるテトラヒドロカンナビノールの製品中の残留限度値については、米国や欧州の基準等を参考に合理的なものとする事。
- 四 テトラヒドロカンナビノールの残留限度値を担保するため、その検査法や検査体制については、明確かつ実効性があり、事業者による対応が可能なものとする事。
- 五 カンナビジオールを使用した製品について、安眠等の機能を過度に強調した広告で消費者が惑わされることのないよう、監視指導を行う事。
- 六 大麻草を活用した産業の育成を図る場合には、関係省庁が連携して進めるようにすること。
- 七 大麻の不正な施用に対する罰則について、大麻不正施用者が一層周囲の者に相談しづらくなり、その孤立を深め、偏見を助長するおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、大麻不正施用者に教育プログラムや治療プログラム、就労支援プログラム等への参加等を推進する仕組みの導入、大麻不正施用者が安心して相談できる体制整備等について検討すること。また、大麻不正施用罪の検挙・立証に必要な証拠の研究等の適正な取締りを実施するための方法を検討すること。
- 八 大麻乱用者その他の薬物事犯者の薬物再乱用の防止のため、保護観察期間中における治療・支援につながるための働きかけの強化、保護観察期間満了後や満期釈放後の自発的な地域における治療・支援につながる事ができる取組の実施、保護観察の付かない執行猶予者や起訴猶予者に対する治療・支援等について、薬物事犯者に対する長期的な支援を目指して関係機関が連携しながら総合的な取組がなされるよう検討すること。
- 九 大麻に有害性はない、健康に良いなどといった誤った情報が氾濫し、若年者の大麻事犯が増加し続けている現状に鑑み、大麻の乱用について開始時期が早く、使用量が多く、乱用期間が長いほど依存症となるリスクが高まること等科学的根拠に基づいた大麻の有害性に関する正確な情報を取りまとめ、必要以上に薬物使用の恐怖を煽ることなく、若年者の視点を生かしながら、教育の現場等における分かりやすい乱用防止のための広報啓発活動等に取り組むこと。
- 十 我が国の薬物乱用対策は、違法薬物に手を出さない一次予防に重きが置か

れた結果、薬物依存症者に対する差別を助長しているのではないかとの指摘があることを踏まえ、今後の対策に当たっては、一次予防のみならず、違法薬物を使用してしまった者の早期発見及び早期介入並びに早期治療を行う二次予防、薬物依存症者に対する再発防止や社会復帰等を支援する三次予防についても配慮して実施すること。

【農林水産委員会】

<委員会決議>

○令和6年度畜産物価格等に関する件

我が国の畜産・酪農経営は、依然として担い手の高齢化、後継者不足が進行しており、畜産物の生産基盤は弱体化している。また、飼料等の資材価格の高騰により生産コストが上昇している一方で、畜産物への価格転嫁は十分とは言えず、さらには家畜伝染病の発生・まん延の脅威に常にさらされているなど、畜産・酪農経営を取り巻く環境は厳しいものとなっている。これらに対応し、畜産・酪農経営の安定と営農意欲の維持・向上を実現するとともに、畜産物の安定供給を確立することが重要である。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、令和6年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 加工原料乳生産者補給金については、飼料等の資材価格の高騰等により酪農経営が危機的な状況であることを踏まえ、中小・家族経営を含む酪農経営が再生産可能なものとなるよう単価を決定すること。集送乳調整金については、物流の2024年問題を始めとする輸送環境の悪化を踏まえ、条件不利地域を含めて確実にあまねく集乳を行えるよう単価を決定すること。総交付対象数量については、乳製品向け生乳消費量を適切に把握し数量を決定すること。

また、酪農家の努力が報われるよう畜産経営の安定に関する法律の趣旨に即して生乳の需給の安定を図り、酪農経営の継続、所得の安定、将来的な消費及び生産力の回復のための支援策を早急に講ずること。加えて、需要の減少により高水準で在庫が推移する脱脂粉乳については、需給状況を慎重に検証した上で国家貿易による輸入枠数量を決定するとともに、在庫低減対策等の取組を支援すること。さらに、国産チーズの競争力強化に取り組むこと。

二 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格等については、中小・家族経営を中心とする繁殖農家の努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、生産コストの上昇を踏まえ、再生産を可能とすることを旨として適切に決定すること。また、子牛価格が低迷する中、経営環境が悪化している肉用子牛生産者の経営改善を支援するとともに、肉用牛の生産基盤の維持・強化を図るため、優良な繁殖雌牛への更新等を支援すること。さらに、物価上昇により需要が減退した和牛肉の需給の改善を図るため、和牛肉の消費拡大を支援すること。

- 三 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱の発生予防及びまん延防止については、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るとともに、農場の分割管理の導入等の取組を支援すること。また、アフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入防止のため、水際での防疫措置を徹底すること。さらに、これらを着実に進めるため、地域の家畜衛生を支える家畜防疫員及び産業動物獣医師並びに輸入検査を担う家畜防疫官の確保・育成及び処遇の改善を図ること。あわせて、農場の経営再建及び鶏卵の安定供給を図るための支援策を拡充すること。
- 四 配合飼料価格の高止まりによる畜産・酪農経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度を安定的に運営するとともに、生産現場における負担の実態を踏まえ、離農・廃業を回避できるよう、必要に応じて生産者の負担を軽減するための対策を柔軟に措置すること。また、国産濃厚飼料の生産・利用拡大や、耕畜連携及び飼料生産組織の強化、国産粗飼料の広域流通体制の構築等により、国産飼料基盤に立脚した持続的な畜産・酪農への転換を強力に推進し、飼料自給率の向上を図ること。さらに、飼料穀物の備蓄や飼料流通の合理化による飼料の安定供給のための取組を支援すること。
- 五 畜産・酪農経営を再生産可能なものとするため、生産から消費に至る食料システム全体において畜産物の適正な価格形成が推進される仕組みの構築を図るとともに、消費者の理解醸成に努めること。
- 六 畜産・酪農経営の省力化を図るため、スマート技術の導入やデータの活用を支援するとともに、飼養管理方式の改善等の取組を支援すること。また、中小・家族経営の酪農家の労働負担軽減のために不可欠な存在である酪農ヘルパーについては、人材の育成や確保のための支援のほか、酪農家が利用しやすくするための負担軽減策を講ずること。
- 七 中小・家族経営の畜産農家・酪農家を始めとした地域の関係者が連携し、地域一体となって収益性の向上を図る畜産クラスターについて、引き続き、現場の声を踏まえつつ、生産基盤強化や経営継承の推進に資する施設整備等を支援すること。また、大規模化の効果やリスクを十分に分析した上で、飼養規模の在り方について検証し、現場と情報の共有を図るとともに、構成員の既往債務については、返済負担の軽減に向けた金融支援措置等の周知徹底を図ること。
- 八 畜産物の輸出拡大に向けて、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者等で組織するコンソーシアムが取り組む食肉処理施設の再編、コンソーシアムと品目団体との連携による販売力の強化等を支援するとともに、輸出対応型

の畜産物処理加工施設の整備を支援すること。

九 SDGsにおいて気候変動を軽減するための対策が求められ、我が国においても2050年カーボンニュートラルの実現を目指していることを踏まえ、家畜ふん堆肥の利用推進や高品質化、家畜排せつ物処理施設の機能強化等の温室効果ガス排出量の削減に資する取組を支援すること。

十 畜産GAPの普及・推進体制を強化するとともに、家畜伝染病予防法の定める飼養衛生管理基準や新たに策定された飼養管理指針に基づき、アニマルウェルフェアに対応した家畜の飼養管理の普及・推進を図ること。

十一 東日本大震災からの復興支援のため、原発事故に伴う放射性物質の吸収抑制対策及び放射性物質に汚染された稲わら、牧草等の処理を強力に推進すること。また、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

右決議する。

【安全保障委員会】

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定等するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 俸給月額等の改定等

- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給される学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
- 2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和5年12月期の期末手当の支給割合を100分の175とすること。
- 3 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の170とすること。
- 4 再任用職員に支給される令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の70等及び100分の50等とすること。
- 5 再任用職員に支給される令和6年度以降の6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の68.75等及び100分の48.75等とすること。
- 6 営外手当の月額を6,680円とすること。
- 7 一般職の国家公務員の例に準じて在宅勤務等手当を新設すること。

二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行し、一の1及び6の改正後の規定は、令和5年4月1日から適用すること。ただし、一の3、5及び7に関する規定は、令和6年4月1日から施行すること。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置を定めること。

【予算委員会】

○令和5年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことにより所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、令和5年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。

（原則として単位未満四捨五入）

歳入

| | |
|----|----------------|
| 当初 | 114,381,236百万円 |
| 補正 | 13,199,164百万円 |
| 計 | 127,580,400百万円 |

歳出

| | |
|----|----------------|
| 当初 | 114,381,236百万円 |
| 補正 | 13,199,164百万円 |
| 計 | 127,580,400百万円 |

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨

五入）

歳入

| | |
|------------|---------------|
| 1 租税及印紙収入 | 171,000百万円 |
| 2 税外収入 | 762,074百万円 |
| 3 公債金 | 8,875,000百万円 |
| (一) 公債金 | 2,510,000百万円 |
| (二) 特例公債金 | 6,365,000百万円 |
| 4 前年度剰余金受入 | 3,391,090百万円 |
| 計 | 13,199,164百万円 |

歳出

| | |
|--|--------------|
| 1 物価高から国民生活を守る | 2,736,328百万円 |
| 2 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する | 1,330,327百万円 |

| | | | |
|---|-------------------------------|---|---------------|
| 3 | 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する | | 3,437,527百万円 |
| 4 | 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する | | 1,340,329百万円 |
| 5 | 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する | | 4,282,718百万円 |
| 6 | その他の経費 | | 1,485,061百万円 |
| 7 | 国債整理基金特別会計へ繰入 | | 1,314,728百万円 |
| 8 | 地方交付税交付金 | | 781,984百万円 |
| 9 | 既定経費の減額 | △ | 3,509,837百万円 |
| 計 | | | 13,199,164百万円 |

○令和5年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、財政投融资特別会計等10特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、エネルギー対策特別会計等3特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

| | 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|----|------------|------------|
| 当初 | 51,176,962 | 49,543,613 |
| 補正 | 1,171,616 | 1,163,616 |
| 計 | 52,348,578 | 50,707,229 |

2 国債整理基金特別会計

| | 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|----|-------------|-------------|
| 当初 | 239,473,695 | 239,473,695 |
| 補正 | △ 3,468,658 | △ 3,468,658 |
| 計 | 236,005,037 | 236,005,037 |

3 財政投融资特別会計

| | 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|--------------|------------|------------|
| (1) 財政融資資金勘定 | | |
| 当初 | 23,901,577 | 23,901,577 |

| | | | | |
|-----------------|---|------------|---|------------|
| 補正 | △ | 8,638,847 | △ | 8,638,847 |
| 計 | | 15,262,730 | | 15,262,730 |
| (2) 投資勘定 | | | | |
| 当初 | | 1,016,707 | | 1,016,707 |
| 補正 | | 78,529 | △ | 27,000 |
| 計 | | 1,095,235 | | 989,707 |
| 4 エネルギー対策特別会計 | | | | |
| | | 歳入(百万円) | | 歳出(百万円) |
| (1) エネルギー需給勘定 | | | | |
| 当初 | | 2,787,144 | | 2,787,144 |
| 補正 | | 1,312,374 | | 1,312,374 |
| 計 | | 4,099,518 | | 4,099,518 |
| (2) 電源開発促進勘定 | | | | |
| 当初 | | 334,458 | | 334,458 |
| 補正 | | 24,900 | | 24,900 |
| 計 | | 359,357 | | 359,357 |
| 5 年金特別会計 | | | | |
| | | 歳入(百万円) | | 歳出(百万円) |
| (1) 子ども・子育て支援勘定 | | | | |
| 当初 | | 3,344,681 | | 3,344,681 |
| 補正 | | 91,268 | | 91,268 |
| 計 | | 3,435,949 | | 3,435,949 |
| (2) 業務勘定 | | | | |
| 当初 | | 456,714 | | 456,714 |
| 補正 | | 79 | | 79 |
| 計 | | 456,792 | | 456,792 |

以上のほかに、労働保険特別会計、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計、自動車安全特別会計及び東日本大震災復興特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

【議院運営委員会】

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い国会議員の秘書の給料の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議員の秘書の全給料月額を改定すること。
- 二 令和5年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三 令和6年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三は、令和6年4月1日から施行すること。
- 五 一は、令和5年4月1日から適用すること。

【地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会】

○物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第12号）要旨

本案は、物価高騰対策給付金について、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 定義

この法律において「物価高騰対策給付金」とは、次に掲げる給付金をいうこと。

- 1 物価が高騰している状況に鑑み、令和5年度の一般会計補正予算（第1号）における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、住民税非課税世帯等に対する7万円を上限とする給付金の支給を目的として交付されるものを財源として、市町村（特別区を含む。）から支給される給付金
- 2 1に掲げるもののほか、次のいずれにも該当する給付金であって、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにする必要があるものとして内閣府令・総務省令・財務省令で定めるもの
 - (一) 物価の高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として支給されるものであること。
 - (二) (一)の支援を必要とする個人又は世帯として内閣府令・総務省令・財務省令で定めるものに対する給付金の支給を目的として国が交付する交付金等を財源として都道府県、市町村又は特別区から支給されるものであること。

二 差押禁止等

- 1 物価高騰対策給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。
- 2 物価高騰対策給付金として支給を受けた金銭その他の財産は、差し押さえることができないこと。

三 非課税

租税その他の公課は、物価高騰対策給付金として支給を受けた金品を標準として課することができないこと。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることと

なった物価高騰対策給付金（一の1に掲げるものに限る。）についても適用すること。ただし、二の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

IV 決議案

○北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案（山口俊一君外12名提出、決議第1号）

11月21日、北朝鮮は、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を強行し、沖縄本島と宮古島との間の上空を通過し、太平洋上に落下したとみられる。

北朝鮮は、昨年以來弾道ミサイルを80発以上も発射しており、かつてない高い頻度で続く一連の挑発行動は、国際社会に対する深刻な挑戦である。このような中で、昨年10月及び本年8月に引き続き、我が国の上空を通過する形で発射を強行したことは、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。このような北朝鮮の行為は、関連国連安保理決議及び日朝平壤宣言への違反であり、断じて容認できない。

本院は北朝鮮に対し重ねて厳重に抗議し、最も強い表現で非難する。さらに、挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める。

国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。政府においては、国連加盟国に対し、これまでの国連安保理決議に基づく制裁措置の完全な履行を実現するよう働きかけを一層強化しつつ、米国、韓国等関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に対する一層厳格で実効的な措置を取るよう求めるべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、時間的制約のある人道問題である拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最も重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|---|--|-------|-------|
| 内閣 | ○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号） | 人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定並びに在宅勤務等手当の新設を行うとともに、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を拡大するもの | 10/20 | 11/17 |
| | ○特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号） | 一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うもの | 10/20 | 11/17 |
| | ○官報の発行に関する法律案（内閣提出第8号） | 官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めるもの | 10/31 | 12/ 6 |
| | ○官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第9号） | 官報の発行に関する法律の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局法について独立行政法人国立印刷局の目的及び業務の範囲の見直しを行う等関係法律の規定の整備を行うもの | 10/31 | 12/ 6 |
| 総務 | ○国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第6号） | デジタル社会の形成に向けて、我が国のデジタル化の基盤となる情報通信ネットワークのサイバーセキュリティを確保するため、国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティ対策を十分に講じていない電気通信設備の管理者等に対して助言等を行うための規定を整備するとともに、サイバー攻撃手法の変化に応じた特定アクセス行為等の機動的な実施を可能とするための規定を整備し、あわせて、同機構の業務範囲の見直しの一環として、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等を行うもの | 10/24 | 12/11 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|---|--|----------------|-------|
| 総務 | ○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号） | 地方財政の状況等に鑑み、令和5年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の措置を講ずるもの | 11/20 | 11/29 |
| 法務 | ○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号） | 一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うもの | 10/20 | 11/17 |
| | ○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号） | | 10/20 | 11/17 |
| | ●特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案（柴山昌彦君外5名提出、衆法第10号）（修正） | 現下の宗教法人をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案（柴山昌彦君外5名提出、衆法第10号）（修正） なお、日本司法支援センターによる償還等の免除の範囲を明確にする規定、指定宗教法人の指定時の財産目録等の作成及び提出義務の拡大に関する規定、特別指定宗教法人に係る財産目録等の被害者による閲覧範囲の拡大に関する規定を追加すること等の修正を行った。 | 11/21 | 12/13 |
| 外務 | ○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号） | 英国がCPTPPに加入するための条件（英国によるCPTPPのルール遵守及びCPTPP締約国との間の市場アクセスについての約束）等を定めるもの | 10/20 | 12/ 6 |
| 財務金融 | ○金融商品取引法等の一部を改正する法律案（第211回国会閣法第56号）（参議院送付） | 資本市場等をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、顧客本位の業務運営を確保するための規定の整備、国民の金融リテラシー向上等に向けた金融経済教育推進機構の創設、企業開示に関し法令上の四半期報告書の廃止等を行うもの | (令和5年) 3/14 | 11/20 |

| 委員会名 | 議案名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|---|---|----------------|-------|
| 財務金融 | ○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(第211回国会閣法第57号)(参議院送付) | 資本市場を取り巻く環境変化に対応し、資本市場の効率化及び活性化を図るため、特別法人出資証券のデジタル化、上場日程の期間短縮を図るための振替制度の見直し等を行うもの | (令和5年) 3/14 | 11/20 |
| 文部科学 | ○国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号) | 国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることのできる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講ずるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学の統合について定めるもの | 10/31 | 12/13 |
| | ○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第12号) | 宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発を推進するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)について、当該研究開発に対する助成を行う業務を追加するとともに、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設けるもの | 11/20 | 11/29 |
| 厚生労働 | ○大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第7号) | 大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするとともに、有害な大麻草由来成分の規制、大麻の施用等の禁止、大麻草の栽培に関する規制に関する規定の整備等の措置を講ずるもの | 10/24 | 12/6 |
| 安全保障 | ○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第5号) | 一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するもの | 10/20 | 11/17 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|-------------|---|---|-------|-------|
| 予算 | ○令和5年度一般会計補正予算(第1号) ○令和5年度特別会計補正予算(特第1号) | 令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことにより所要の補正措置を講ずるもの この結果、令和5年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも13兆1,992億円増加し、127兆5,804億円となる。 また、特別会計予算について、所要の補正措置を講ずる。 | 11/20 | 11/29 |
| 議院運営 | ●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第9号) | 人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うもの | 11/14 | 11/17 |
| 地域・こども・デジタル | ●物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案(地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出、衆法第12号) | 物価高騰対策給付金について、その支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの | 11/24 | 11/29 |

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

| 委員会名 | 議案名 | 概要 |
|------|---|---|
| 内閣 | ●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案（中谷一馬君外13名提出、第207回国会衆法第10号） (立民) | 新型コロナウイルス感染症等の影響により所得が減少して経済的に困窮する低所得者がいるにもかかわらず、これらの者に対して必要な支援が行われていない現状に鑑み、その生活を支援するための特別給付金の支給に関し必要な事項を定めるもの |
| | ●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外11名提出、第208回国会衆法第54号） (立民・維新・国民・共産・れ新) | 性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定めるもの |
| | ●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（大河原まさこ君外10名提出、第208回国会衆法第55号） (立民・国民・共産・れ新) | 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの |
| | ●多文化共生社会基本法案（中川正春君外7名提出、第208回国会衆法第58号） (立民) | 我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び多文化共生社会の形成の推進に係る体制の整備について定めるもの |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|---|--|
| 内閣 | <p>●国葬儀法案（青柳仁士君外3名提出、第210回国会衆法第2号） （維新）</p> | <p>今般の国葬儀の実施の決定過程等に関する様々な議論を踏まえ、その公正性及び透明性を確保することが重要であること等に鑑み、国葬儀の実施の根拠と基準及びこれに対する国会の承認、事後の国会への報告並びに費用の負担等について定めるもの</p> |
| | <p>●性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外2名提出、第210回国会衆法第14号） （維新）</p> | <p>性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、その全ての当事者間において信頼関係が構築されているものとして一定の要件に該当する場合に締結する出演契約について、出演契約は性行為映像制作物ごとに締結しなければならないとする規定並びに性行為映像制作物の撮影及び公表の時期を制限する規定の適用を除外することができることとするもの</p> |
| | <p>●国家公務員法の一部を改正する法律案（守島正君外14名提出、第211回国会衆法第28号） （立憲・維新）</p> | <p>国家公務員である職員及び当該職員であった者による離職後の就職に関するあっせん行為等が公務に対する国民の信頼を著しく損ねている現状に鑑み、職員の退職管理の一層の適正化を緊急に図るため、職員であった者による国の機関等に属する役職員等の再就職に係る依頼等及び管理職職員等の再就職の規制について定める等するもの</p> |
| | <p>●持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案（櫻井周君外5名提出、第211回国会衆法第30号） （立憲）</p> | <p>2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた持続可能な開発のための17の目標の達成に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、これに関し、基本原則、国等の責務、基本方針の策定その他の必要な事項を定めるもの</p> |
| | <p>●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（源馬謙太郎君外15名提出、第211回国会衆法第31号） （立憲・維新）</p> | <p>公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録及び国会議員等からの要求に係る文書の作成の義務化、行政文書の管理の電子化、行政文書の決裁に係る手続の電子化、決裁済行政文書の変更の禁止、保存期間及び廃棄の概念の廃止、特定歴史公文書等の利用制限の緩和等の措置を講ずるとともに、独立公文書管理監に関する規定及び行政文書の管理の適正に関する通報の規定を整備する等するもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|---|---|
| 内閣 | <p>●公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（源馬謙太郎君外15名提出、第211回国会衆法第32号） （立憲・維新）</p> | <p>公文書等の管理の適正化の推進を総合的かつ集中的に行うため、公文書等の管理の適正化の推進について、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公文書等管理審議会を設置するもの</p> |
| | <p>●国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第42号） （立憲・国民）</p> | <p>国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの</p> |
| | <p>●国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第43号） （立憲・国民）</p> | <p>国家公務員制度改革基本法第十二条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの</p> |
| | <p>●公務員庁設置法案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第44号） （立憲・国民）</p> | <p>国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの</p> |
| | <p>●我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（青柳仁士君外3名提出、第211回国会衆法第47号） （維新・国民）</p> | <p>我が国における土地等の取得、利用及び管理をめぐる最近の状況に鑑み、我が国の総合的な安全保障の確保を図るため、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれのある土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、土地取得等問題対策推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に推進するもの</p> |
| | <p>●特定遊興飲食高額債務問題対策の推進に関する法律案（吉田はるみ君外14名提出、衆法第13号） （立憲）</p> | <p>特定遊興飲食高額債務がこれを負担した者の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、犯罪、自殺等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、特定遊興飲食高額債務問題対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び特定遊興飲食営業を営む者の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、特定遊興飲食高額債務問題対策を推進するもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|---|
| 内閣 | ●執行職職員給与制度改革推進法案（青柳仁士君外1名提出、衆法第18号） （維新） | 執行職に属する職が国の行政機関における政策決定において中核的な役割を担うものであり、執行職の職員の給与が当該役割に応じたものでなければならないにもかかわらず、その給与について、一般職の国家公務員の給与との均衡や国家公務員全体の給与制度の維持が図られており、主権者である国民の理解が得られていないことに鑑み、執行職の職員の給与制度の改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めること等により、これを推進するもの |
| 総務 | ●日本放送協会改革推進法案（中司宏君外2名提出、第208回国会衆法第17号） （維新） | 公共放送を担う者としての日本放送協会の適切な機能の確保を図るため、日本放送協会改革について、その基本理念その他の基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に推進するもの |
| | ●インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案（岩谷良平君外4名提出、第208回国会衆法第36号） （維新） | インターネット ^{ひぼう} 誹謗中傷の防止及び被害の迅速・確実な救済という課題に対処するため、誹謗中傷対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、対策の基本となる事項を定めることにより、対策を総合的に推進するもの |
| | ●地方自治法の一部を改正する法律案（中司宏君外4名提出、第208回国会衆法第47号） （維新） | 普通地方公共団体の議会の議員及び長等の出席の方法について、条例で定める方法とすることができるものとする規定を設けるとともに、参考人の出頭について、条例で定める方法により求めることができる規定を設けるもの |
| | ●地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第45号） （立憲・国民） | 地方公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずるもの |
| | ●地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦君外16名提出、第211回国会衆法第46号） （立憲・国民） | 地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの |
| | ●地方自治法の一部を改正する法律案（中司宏君外1名提出、衆法第3号） （維新） | 地方公共団体の議会の議員及び長等と国会議員の秘書との兼職を禁止するもの |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|--|
| 総務 | <p>●インターネット誹謗中傷による被害の救済に資するための弁護士等の報酬の補助に関する法律案（岩谷良平君外1名提出、衆法第14号） （維新）</p> | <p>インターネット^{ひぼう}誹謗中傷による被害が多数発生していることに鑑み、インターネット誹謗中傷による被害に係る民事裁判手続の準備及び追行に必要な費用に係る負担の軽減を図るため、特定電気通信役務提供者等が出えんする基金を活用して行う弁護士等に支払うべき報酬の補助について定めるもの</p> |
| | <p>●特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案（岩谷良平君外1名提出、衆法第15号） （維新）</p> | <p>インターネット上の誹謗中傷^{ひぼう}による被害が多数発生していることに鑑み、指定特定電気通信役務に係る送信防止措置及び発信者情報の開示の透明性の向上を図るため、指定特定電気通信役務提供者に対し、送信防止措置の実施に関する基準等の公表を義務付けるとともに、送信防止措置及び発信者情報の開示の実施状況等の公表を義務付ける等の措置を講ずるもの</p> |
| | <p>●放送法の一部を改正する法律案（岩谷良平君外1名提出、衆法第16号） （維新）</p> | <p>放送番組に出演する者に対する誹謗中傷^{ひぼう}による被害が発生している状況に鑑み、放送番組に出演する者からの相談に応ずるための体制の整備その他の必要な措置に関する放送事業者の努力義務を定めるもの</p> |
| 法務 | <p>●戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案（鈴木庸介君外5名提出、第208回国会衆法第22号） （立民）</p> | <p>人道的見地から、戦争等避難者を我が国に緊急かつ円滑に受け入れるため、戦争等避難者について、出入国管理及び難民認定法の特例等を定めるもの</p> |
| | <p>●国家賠償法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第208回国会衆法第52号） （立民）</p> | <p>国家賠償法に基づく求償権の適正かつ厳格な行使の徹底を図るとともに、国家賠償請求訴訟の事案に係る国の説明責任を確保するため、国家公務員が故意によって違法に他人に損害を加えた場合における国による求償権の行使の義務化、国が損害を賠償する責めに任ずる場合における求償権の有無についての判断の結果等の公表等の措置を講ずるもの</p> |
| | <p>●民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外10名提出、第208回国会衆法第53号） （立民・国民・共産・れ新）</p> | <p>最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|---|
| 法務 | <p>●民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ君外 5 名提出、第211回国会衆法第 3 号）（立憲）</p> | <p>現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化するもの</p> |
| | <p>●一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部を改正する法律案（堀場幸子君外 3 名提出、第211回国会衆法第36号）（維新）</p> | <p>政府は、速やかに、一般社団法人及び一般財団法人に関し、報告、検査、改善命令その他の行政庁による監督の制度の創設、計算書類等の閲覧等の請求をすることができる者の範囲の拡大その他のその適正な運営を確保するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとするもの</p> |
| 外務 | <p>●特定人権侵害行為への対処に関する法律案（松原仁君外 5 名提出、第208回国会衆法第60号）（立民）</p> | <p>諸外国の人権状況が国際社会全体の正当な関心事であること等に鑑み、特定人権侵害行為への対処に関し、各議院等による特定人権侵害行為に係る事案調査のための報告要求等必要な事項について定めるもの</p> |
| 財務金融 | <p>●揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案（足立康史君外 2 名提出、第207回国会衆法第 2 号）（維新・国民）</p> | <p>揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする（適用停止措置を停止している規定の削除）等の措置を講ずるもの</p> |
| | <p>●現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案（末松義規君外 6 名提出、第207回国会衆法第 3 号）（立民）</p> | <p>現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする（適用停止措置を停止している規定の停止）等の措置を講ずるもの</p> |
| | <p>●所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（末松義規君外 9 名提出、第208回国会衆法第23号）（立民）</p> | <p>消費税の適格請求書等保存方式を廃止する等の措置を講ずるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|---|
| 財務金融 | <p>●現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、第208回国会衆法第32号） (維新)</p> | <p>現下の石油製品の価格その他の物価の高騰が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていることに鑑み、その悪影響を緩和するために政府が講ずべき国民負担の軽減等に関する措置について定めるもの</p> |
| | <p>●消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案（小川淳也君外 7 名提出、第208回国会衆法第59号） (立民・共産・れ新)</p> | <p>現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するとともに、税負担の公平の確保、経済的格差の是正、経済の活性化等を図る観点から、消費税の減税その他の税制の見直しについて定めるもの</p> |
| | <p>●日本銀行法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外 3 名提出、第211回国会衆法第 1 号） (維新)</p> | <p>日本銀行の目的を物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇とするほか、日本銀行の役員に関する規定を整備する等の改正を行うもの</p> |
| | <p>●消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案（階猛君外 8 名提出、第211回国会衆法第29号） (立憲)</p> | <p>社会経済情勢の急激な変化に伴い国民の間に生じている格差を是正すること等が緊要な課題であることに鑑み、消費税の逆進性を緩和するため給付付き税額控除を導入し、あわせて消費税の税率を一律とすることに関し必要な基本的事項を定めるもの</p> |
| | <p>●公益法人等に対する寄附を促進するための税制上の措置等に関する法律案（住吉寛紀君外 3 名提出、第211回国会衆法第37号） (維新)</p> | <p>公益法人等に対し安心して寄附をすることができる環境を醸成し、もって公益法人等に対する寄附を促進するため、寄附に関する適正な管理を行う公益法人等に対する税制上の優遇措置について定めるとともに、業務改善命令等を受けた公益法人等に対する課税の強化等について定めるもの</p> |
| | <p>●財政法の一部を改正する法律案（階猛君外 6 名提出、第211回国会衆法第38号） (立憲)</p> | <p>国の財政運営について、中長期的な視点に立った立案及び適切な民主的統制の確保を実現するため、3箇年度における予算の作成の基本的な方針の策定について定めるとともに、決算の審議の経過及び結果を予算の作成に早期に反映するため必要な措置を定めるもの</p> |
| 文部科学 | <p>●学校給食法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外 9 名提出、第211回国会衆法第11号） (立憲・維新)</p> | <p>義務教育諸学校における学校給食費に関し、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費について義務教育諸学校の設置者の支弁とし、これに係る国の負担等について定めるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|---|
| 文部科学 | <p>●公立学校働き方改革の推進に関する法律案（城井崇君外10名提出、第211回国会衆法第22号） （立憲）</p> | <p>公立学校の教育職員が長時間にわたり労働している実態があり、その改善が喫緊の課題となっていることに鑑み、公立学校働き方改革を推進するために早急に講ずべき措置について定めるもの</p> |
| | <p>●宗教法人法の一部を改正する法律案（堀場幸子君外3名提出、第211回国会衆法第35号） （維新）</p> | <p>宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、宗教法人に報告を求め、及び質問することができる事由の拡充並びに宗教法人に対する勧告、命令等の制度及びその財産に係る保全処分の制度の創設等の措置を講ずるもの</p> |
| 厚生労働 | <p>●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外16名提出、第208回国会衆法第30号） （立民）</p> | <p>介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの</p> |
| | <p>●公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（落合貴之君外6名提出、第208回国会衆法第40号） （立民）</p> | <p>公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで休暇を取得できる立候補休暇の制度を設けるもの</p> |
| | <p>●新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外8名提出、第210回国会衆法第6号） （立憲・維新）</p> | <p>新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関し、特別の措置その他必要な事項を定めるもの</p> |
| | <p>●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案（道下大樹君外10名提出、第210回国会衆法第11号） （立憲）</p> | <p>重度の肢体不自由者等に対する職場又は学校での介護及び通勤又は通学における移動中の介護を重度訪問介護の対象とする等の措置を講ずるもの</p> |
| | <p>●短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外10名提出、第211回国会衆法第8号） （立憲）</p> | <p>労働者の雇用形態による待遇の格差を是正するため、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者と通常の労働者との間の合理的と認められない待遇の相違の禁止等の措置を講ずるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|---|---|
| 厚生労働 | <p>●新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の推進に関する法律案（小川淳也君外9名提出、第211回国会衆法第33号） （立憲）</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の基本となる事項を定めるもの</p> |
| | <p>●新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案（早稲田ゆき君外9名提出、第211回国会衆法第34号） （立憲）</p> | <p>新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済措置の迅速かつ円滑な実施の確保その他の措置を定めるもの</p> |
| 農林水産 | <p>●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第44号） （立民・国民・共産・有志）</p> | <p>国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの</p> |
| | <p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第45号） （立民・国民・共産・有志）</p> | <p>国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p> |
| 経済産業 | <p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案（山岡達丸君外9名提出、第208回国会衆法第3号） （立民）</p> | <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が長期にわたり継続し、中小事業者等の事業の継続に支障を及ぼし、ひいてはその従業員及び事業主の生計の維持にも支障を及ぼしていることに鑑み、当該影響を受けている中小事業者等に対する事業の継続のための緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの</p> |
| | <p>●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案（落合貴之君外9名提出、第208回国会衆法第24号） （立民）</p> | <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定めるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|---|--|
| 経済産業 | <p>●自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦君外15名提出、第208回国会衆法第35号） （立民・国民・有志）</p> | <p>我が国における2050年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の基幹的な産業である自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの</p> |
| | <p>●中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（後藤祐一君外8名提出、第208回国会衆法第46号） （立民）</p> | <p>現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずるもの</p> |
| | <p>●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（山崎誠君外6名提出、第208回国会衆法第56号） （立民）</p> | <p>気候変動が生活、社会、経済及び自然環境に重大な影響を及ぼし、地球温暖化の防止及び気候変動の影響への適応が重要な課題となっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、その基本理念、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの</p> |
| | <p>●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案（田嶋要君外5名提出、第208回国会衆法第57号） （立民）</p> | <p>脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関し、実施目標及びこれを達成するための方針、改修等計画の作成等について定めるもの</p> |
| | <p>●発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案（小野泰輔君外2名提出、第211回国会衆法第9号）（維新）</p> | <p>発電に関する原子力の利用が我が国のエネルギー政策において重要であることに鑑み、発電に関する原子力の利用に係る国、地方公共団体及び原子力事業者の果たすべき責任を明らかにするため、発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革について、基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|--|
| 経済産業 | ●電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案(小野泰輔君外2名提出、第211回国会衆法第10号) (維新) | 電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大のための電気事業に係る制度の抜本的な改革が行われてきたにもかかわらず、電力の取引における公正な競争が確保されていないことに鑑み、電力の取引における公正な競争の促進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの |
| 国土交通 | ●新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案(小宮山泰子君外7名提出、第208回国会衆法第6号) (立民) | 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が長期間にわたり観光産業に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、観光関連事業者に対する緊急の支援に関し必要な事項を定めるもの |
| | ●特定土砂等の管理に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第18号) (維新) | 災害の防止及び生活環境の保全に資するため、特定土砂等の管理に関する制度を設けることにより、特定土砂等の管理の適正化を図るため、所要の措置を講ずるもの |
| | ●土砂等の置場の確保に関する法律案(足立康史君外2名提出、第208回国会衆法第19号) (維新) | 災害の防止及び生活環境の保全に資するため、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定めるもの |
| 安全保障 | ●自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案(前原誠司君外1名提出、第207回国会衆法第9号) (維新・国民) | 領海等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊による警戒監視の措置及びその際の権限について定めるとともに、海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記する等するもの |
| | ●領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案(篠原豪君外14名提出、第207回国会衆法第11号) (立民) | 領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域等の警備に関する基本原則を定め、並びに領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画の策定その他の領域等の警備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、領域警備・海上保安体制強化会議を設置することにより、領域等の警備において警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするもの |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|-------------|--|--|
| 安全保障 | <p>●防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第7号) (維新)</p> | <p>防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令に係る根拠規定を改正するとともに、政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、当該政令を制定するものとするもの</p> |
| | <p>●防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外2名提出、第210回国会衆法第8号) (維新)</p> | <p>国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定めるもの</p> |
| 決 算 行政監視 | <p>○令和2年度一般会計歳入歳出決算 令和2年度特別会計歳入歳出決算 令和2年度国税収納金整理資金受払計算書 令和2年度政府関係機関決算書</p> | <p>一般会計の決算額は、歳入184兆5,788億円余、歳出147兆5,973億円余であり、差引き剰余は36兆9,814億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計417兆5,611億円余、歳出合計404兆5,188億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額82兆2,569億円余、支払命令済額及び歳入組入額80兆8,247億円余であり、資金残額は1兆4,322億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆958億円余、支出合計8,040億円余</p> |
| | <p>○令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書</p> | <p>国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より7兆3,885億円余増加し、117兆2,598億円余</p> |
| | <p>○令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書</p> | <p>国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の令和2年度末現在額は、令和元年度末現在額より204億円余増加し、1兆2,142億円余</p> |
| | <p>○令和3年度一般会計歳入歳出決算 令和3年度特別会計歳入歳出決算 令和3年度国税収納金整理資金受払計算書 令和3年度政府関係機関決算書</p> | <p>一般会計の決算額は、歳入169兆4,031億円余、歳出144兆6,495億円余であり、差引き剰余は24兆7,535億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計455兆5,544億円余、歳出合計441兆814億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額90兆4,707億円余、支払命令済額及び歳入組入額89兆654億円余であり、資金残額は1兆4,053億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計9,955億円余、支出合計6,646億円余</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------------|--|--|
| 決算 行政監視 | ○令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 国有財産の令和3年度末現在額は、令和2年度末現在額より9兆2,887億円余増加し、126兆5,485億円余 |
| | ○令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和3年度末現在額は、令和2年度末現在額より66億円余増加し、1兆2,208億円余 |
| | ○令和4年度一般会計歳入歳出決算 令和4年度特別会計歳入歳出決算 令和4年度国税収納金整理資金受払計算書 令和4年度政府関係機関決算書 | 一般会計の決算額は、歳入153兆7,294億円余、歳出132兆3,855億円余であり、差引き剰余は21兆3,439億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計447兆8,921億円余、歳出合計432兆3,539億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額96兆4,959億円余、支払命令済額及び歳入組入額95兆618億円余であり、資金残額は1兆4,341億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,693億円余、支出合計1兆243億円余 |
| | ○令和4年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 国有財産の令和4年度末現在額は、令和3年度末現在額より5兆2,862億円余増加し、131兆8,347億円余 |
| | ○令和4年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の令和4年度末現在額は、令和3年度末現在額より228億円余増加し、1兆2,437億円余 |
| | ○令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件) | 一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8,600億円のうち、令和4年4月28日から令和4年9月20日までの間において決定された使用額は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費等20件、計4兆8,588億円余 |
| | ○令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件) | 一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和4年4月15日から令和4年9月30日までの間において決定された使用額は、燃料油価格激変緩和強化対策事業に必要な経費等18件、計4,197億円余 |
| | ○令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件) | 特別会計予備費予算総額8,048億円余のうち、令和4年11月4日に決定された使用額は、食料安定供給特別会計食糧管理勘定における輸入食糧麦等の買入れに必要な経費1件、688億円余 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------------|--|---|
| 決算 行政監視 | ○令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) | 一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費予算額9兆8,600億円のうち、令和5年3月28日に決定された使用額は、地域の実情に応じたきめ細やかな支援及び低所得世帯への支援に必要な経費等8件、計2兆2,226億円余 |
| | ○令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) | 一般会計予備費予算額9,000億円のうち、令和5年3月17日から令和5年3月28日までの間において決定された使用額は、ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費等5件、計1,060億円余 |
| | ○令和4年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件) | 特別会計予算総則第20条第1項の規定により、令和5年2月21日に決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1件、733億円余 |
| 議院運営 | ●国会法の一部を改正する法律案(笠浩史君外7名提出、第210回国会衆法第1号) (立憲・維新・共産・有志・れ新) | 日本国憲法第53条後段の規定に基づく臨時会の召集の決定の要求の日から20日以内に臨時会を召集することを内閣が決定しなければならない旨の規定を設けるもの |
| | ●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(渡辺周君外11名提出、第210回国会衆法第13号)(立憲・維新・国民) | 調査研究広報滞在費に関し、収支報告書の提出及び公開並びに残余の額の返還について定めるとともに、文書通信交通滞在費に関し、日割計算することとした場合の差額を国庫に返納することができることとするもの |
| | ●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(守島正君外3名提出、第211回国会衆法第27号) (維新) | 国会議員の秘書の採用について、年齢65歳以上の者の採用制限を廃止し、国会議員の一親等の親族のその国会議員の秘書への採用を禁止するとともに、国会議員がその二親等又は三親等の血族を議員秘書に採用した場合における続柄等の公開に関する規定を設けるもの |
| | ●我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(階猛君外6名提出、第211回国会衆法第39号) (立憲) | 我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するため、国会に、経済財政等将来推計委員会を置くもの |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 |
|------|--|---|
| 議院運営 | ●国会法の一部を改正する法律案（階猛君外6名提出、第211回国会衆法第40号） （立憲） | 経済財政等将来推計委員会の委員長及び委員の推薦、国政に関する調査等を行うため、国会に、経済及び財政等に関する将来の推計に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くもの |
| | ●国会法の一部を改正する法律案（古川元久君外5名提出、第211回国会衆法第48号） （維新・国民・有志） | 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会の委員長及び委員の推薦、国政に関する調査を行うこと等のため、国会に、新型コロナウイルス感染症に対する対策に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くもの |
| | ●新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案（古川元久君外4名提出、第211回国会衆法第49号） （維新・国民・有志） | 新型コロナウイルス感染症に対する対策として政府及び地方公共団体が講じた施策及び措置の内容等を検証するための調査を行うとともに、感染症に対する対策として講ずべき施策又は措置について提言を行うため、国会に、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会を置くもの |
| | ●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（中司宏君外3名提出、第211回国会衆法第50号） （維新） | 長期欠席議員の歳費の減額に係る制度の在り方について検討を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する協議会を設置するもの |
| | ●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（中司宏君外1名提出、衆法第2号） （維新） | 公設秘書の兼職を禁止する制度を廃止するもの |
| | ●国会法の一部を改正する法律案（遠藤敬君外5名提出、衆法第17号） （維新・国民・有志） | 近年におけるいわゆる党首討論の開催状況に鑑み、各議院の国家基本政策委員会を廃止するもの |
| 倫理選挙 | ●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第39号） （立民） | 公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満18年に、参議院議員及び都道府県知事については満23年に、それぞれ引き下げるもの |
| | ●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第48号） （立民） | 会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|----------------------|---|--|
| 倫理選挙 | <p>●政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外4名提出、第208回国会衆法第49号） （立民）</p> | <p>国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護を図りつつ、収支報告書のインターネットを利用する方法による公表を義務付けるもの</p> |
| | <p>●インターネット投票の導入の推進に関する法律案（落合貴之君外14名提出、第211回国会衆法第23号） （立憲・維新）</p> | <p>インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置することにより、これを推進するもの</p> |
| | <p>●政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之君外3名提出、衆法第6号） （立憲）</p> | <p>いわゆる世襲候補者が、世襲でない候補者と比較して、政治資金の面において有利となっている現状を是正し、多様な人材が国民の代表として活躍できるようにするため、国会議員に係る政治資金の親族への引継ぎを制限するもの</p> |
| | <p>●選挙等改革の推進に関する法律案（守島正君外2名提出、衆法第8号） （維新）</p> | <p>選挙等改革に関し、基本理念を明らかにするとともに、選挙等改革を推進するための措置及び選挙等改革協議会の設置について定めることにより、選挙等改革を総合的かつ効果的に推進するもの</p> |
| 地 域・ こども・ デジタル | <p>●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（岡本あき子君外12名提出、第208回国会衆法第28号） （立民・国民）</p> | <p>保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの</p> |
| | <p>●通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案（青柳仁士君外9名提出、第210回国会衆法第3号） （立憲・維新・共産）</p> | <p>通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故が相次いで発生している状況に鑑み、当該置き去りによる事故を防止するため通園バスへの置き去り防止装置の設置の義務付け及び当該設置に要する費用の補助について定めるとともに、通園バスを利用する幼児等の安全の確保に関する指針の策定等並びに認定こども園等の職員の充実及びその処遇の改善のための措置等について定めることにより、認定こども園等における幼児等の安全の確保等を図るもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|----------------------|--|---|
| 地 域・ こども・ デジタル | <p>●子育て・若者緊急支援法案（青柳仁士君外8名提出、第210回国会衆法第18号） （立憲・維新）</p> | <p>現下の物価の高騰が国民生活に著しい影響を与え、とりわけ教育費をはじめとする子育てに関する経済的負担を増大させており、これに対する懸念から子どもを安心して生み、育てることができる社会の実現が妨げられていることに鑑み、現下の物価の高騰による影響の緩和を図るため、出産及び育児をする者並びに若者に対して緊急に講ずべき経済的支援に関する施策を定めることにより、社会全体として子育てに関する経済的負担の軽減を図るもの</p> |
| | <p>●児童手当法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外10名提出、第211回国会衆法第2号） （立憲・維新）</p> | <p>児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、父母等の所得による児童手当の支給の制限を撤廃するもの</p> |
| | <p>●副首都機能の整備の推進に関する法律案（中司宏君外2名提出、第211回国会衆法第4号） （維新）</p> | <p>副首都機能の整備を推進するため、その基本理念を定め、国及び関係地方公共団体の責務を明らかにし、並びに副首都地域の指定及び副首都地域における副首都機能の整備の推進に関する基本方針について定めるとともに、副首都機能整備推進本部を設置するもの</p> |
| | <p>●低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案（中谷一馬君外11名提出、第211回国会衆法第5号） （立憲）</p> | <p>新型コロナウイルス感染症、物価の高騰等による低所得である子育て世帯への経済的な影響が継続し、かつ、深刻化していることに鑑み、低所得である子育て世帯に対する更なる支援を緊急に行うため必要な事項を定めるもの</p> |
| | <p>●特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案（浦野靖人君外9名提出、第211回国会衆法第7号） （立憲・維新）</p> | <p>特定教育・保育施設において、保育教諭等をはじめとする保育等業務従事者が著しく不足しており、小学校就学前子どもの安全の確保その他の小学校就学前子どもの成長に資する良好な教育及び保育の提供に支障が生じている現状に鑑み、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図り、もって小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図るため、施設型給付費の額の算定に関する基準の見直しを行い、併せて保育等業務従事者の確保のための処遇改善等の措置を講ずることについて定めるもの</p> |
| | <p>●児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外11名提出、第211回国会衆法第15号） （立憲）</p> | <p>児童に対して経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を有する第三者がその地位を利用して行う虐待の防止等を図るため、当該虐待を受けたと思われる児童を発見した者に対する通報義務等を定めるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|----------------------|--|--|
| 地 域・ こども・ デジタル | ●保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案（吉田統彦君外11名提出、第211回国会衆法第41号） （立憲） | 保護者等が自動車内に子ども等を置き去りにすることにより子ども等の生命又は身体に危険が生ずる事態が生じていることに鑑み、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する措置等を定めることにより、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止を図るもの |
| | ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外10名提出、衆法第5号） （立憲） | 医療保険の電子資格確認に係る問題が多発し、国民の間で電子資格確認に対する信頼が損なわれていること等に鑑み、被保険者証等の廃止及び電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者等の資格確認に必要な書面の交付等に係る部分の施行期日を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布の日から起算して1年6月を経過した日以降において別に法律で定める日まで延期するもの |
| | ●児童扶養手当法の一部を改正する法律案（菊田真紀子君外11名提出、衆法第7号） （立憲） | 新型コロナウイルス感染症の影響及び物価の高騰等により経済的に困難な状況に直面する低所得であるひとり親世帯に対し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当の額を増額するもの |

<憲法審査会>

（○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

| 議 案 名 | 概 要 |
|---|---|
| ●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外3名提出、第208回国会衆法第34号） （自民・維新・公明・有志） | 憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、開票立会人の選任に係る規定を整備し、及び投票立会人の選任要件を緩和するとともに、超短波放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送をすることができることとする等の措置を講ずるもの |